

平成24年度第3回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成24年11月13日（火）午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 セミナー室B

3 出席委員 （五十音順、敬称略）

礪貝，大畑，奥村，小倉，川村，小嶋，佐古，中川，西脇，升光，松永，水野，森，
森田，山口

4 次 第

- (1) 「実践推進者表彰」に係る被表彰者（団体）の選考について
- (2) 緊急課題に係る動向等について
- (3) その他

5 会議録

(1) 「実践推進者表彰」に係る被表彰者（団体）の選考について

事務局から、応募状況、選考方法、事前の点数評価の集計結果について説明したのち、審議を行い、下記9団体を選考した。

- ・親子支援ネットワーク♪あんだんて♪（代表者 福本早穂）
- ・京都「おやじの会」連絡会（会長 吉原利員）
- ・特定非営利活動法人きょうとCAP 子どもの人権・暴力防止（代表 麻田知壽子）
- ・特定非営利活動法人京都子どもセンター（理事長 竹内香織）
- ・社団法人京都府助産師会（会長 三反園芳子）
- ・特定非営利活動法人チャイルドライン京都（理事長 若林周子）
- ・母乳育児サークル（代表 浅井富美子）
- ・特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば（理事長 幸重忠孝）
- ・一般社団法人洛峰ココイマプロジェクト（代表理事 藤井克己）（50音順）

(2) 緊急課題に係る動向等について

会長

京都市では、平成23年4月に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行している。憲章の普及及び実践に取り組むためのこの条例は、「施行後3年を目途に必要なあると認めるときは見直しを行い、規制その他の措置を講ずるものとする。」という規定を盛り込んでおり、平成25年度中にこの見直し作業を行うため、今回から検討を行う。見直す必要がないということであれば、それは1つの結論であるが、社会情勢も変わってきているので検討を行い、より良きものにしていければと考えている。

事務局から説明をお願いする。

事務局

（資料2に基づき説明）

会長

今回は、何かを決定するということではなく、日頃、各委員がそれぞれの立場で考えていること、また、これを取り上げてほしいという意見、質問等を忌憚なく御発言いただきたい。

委員

防災対策や通学路等における交通安全など、子どもの命に係る安全対策について、なるべく早く、規定していただきたいと私は思うが、今後のスケジュールはどのようなものか。

事務局

条例の中で「施行後3年を目途に」という規定がある。平成25年度がこの3年目に当たるため、今年度から検討を進め、来年度には見直しを行うことになる。

委員

条例改正の必要性を検討したうえで、必要であれば改正内容を決めるということで良いか。

事務局

その通りである。

委員

推進協議会において、これまでに条例の改正案が示されたことはあるか。

事務局

今回が初めてである。

委員

我が家は小学校の校門の近くにあり、近隣全ての家にガレージがある。1箇月程前に、事前の通知は一切ない中、ある日突然、車の走行を規制するための青い棒が何本も立った。私は「子どもたちを守るために何かされたのだな」と思っていたが、近隣の方は「自家用車がガレージに入れられない」と怒って学校へ苦情を言いに行かれた。ところが、校長先生は「全く知らない、担当のところへ言ってください」とおっしゃるとのこと。その棒は触ると折れ曲がる仕組みになっており、子どもたちがそれで遊んでいたので、私は学校へは「子どもに遊んではいけないと教育してください」とお願いする一方、近隣の方へは、「どのくらい棒を減らしたらガレージが使いやすくなるか試したうえで、担当の部署へお願いしてみてもどうか」とお話しした。私自身は、この取組は子どもを守るために大事だと思うが、近隣には、事前に知らせていただかないと、今回は大変混乱した。所管がどこかわかれば教えていただたい。

事務局

土木事務所と警察が連絡会議を持っており、そこに、教育委員会と各区役所が入って、必要

性を検討している。

委員

教育委員会体育健康教育室が調査し、亀岡の事件後は大変早く動いていただいた。しかし学校では、実際にどこが動いているのかは把握していない。警察なのか土木事務所なのか、府道か市道か私道なのかで管轄も代わってくると思う。

委員

今後、この取組を広げていくのであれば、事前にチラシを入れていただくなどして、警察や区役所が関わっているということがわかるようにしていただければと思う。

会長

条例に盛り込むのであれば「学校、家庭、地域が連携を密にし、子どものために」というような文言を入れ、もっと意識を高めていくということかと思う。

いくら良い施策であっても、住民の理解や学校が知らないということであれば説明できないので、事前の説明は十分していただければと思う。

委員

憲章条例及び今後必要な取組の中に、予防的なことや今後の働きかけのようなものが入れば良いと思う。具体的な文章までは浮かばないが、例えば、エイズ対策であれば、学校でも授業等で指導していただいていると思うが、未来を担う全ての子どもたちを守るために何か文章を入れると良いのではないか。

会長

既に起こっていることだけでなく、起こらないようにする取組についての御発言で、よく理解できる。

委員

ゲーム機やスマートフォンについては、規制ではなく、ツールとしてあるものはあると認めたうえで、子どもたちが良い使い手となるような教育が必要と思う。規範意識として、誰も見ていないところでもしてはいけないことはしてはいけない。幼稚園くらいの年齢からスマートフォンに興味を持っているし、小学生ではコンビニの前など家の外でもWi-Fi環境等を利用し、ゲーム機等でインターネットを実際に使っている。一方、保護者はこうした機器を使いこなせておらず、ゲーム機等でも子どもが勝手にパスワードを解除して自由に使えるようにしてしまうこともある。子どもに買い与える前にまず大人が研究して、子どもの利用を管理できるよう、「ペアレンタルコントロール」と言うが、そうしたことが大切で、PTAとも協力して取組をしているが、なかなか追いつかない。子どもが中学生になってからでは間に合わないので、なんとか小学生のうちから取り組んでいる。

委員

教育に関する希望として、未来を担うこどもたちのために、徳育、人間性を豊かにする時間には是非力を入れていただきたい。

委員

インターネット等、どんどん技術が進歩して追いつけないというのが実感。

会長

他都市で、説明義務を課している部分は参考になる。インターネットやスマートフォンは技術がどんどん進歩して、どこが悪いかわからない。科学的にどこが悪いかを企業側に説明していただかないと使用者として困る。そうした説明義務は今後重要になってくると思う。

委員

児童虐待について。ファミリーサポート事業でお預かりしている家庭の小学5年男児が、夜10時近くに、保育園の年長の妹を背負って歩いているのを見かけた。声をかけようと思ったが、親からすれば「余計なことしないで」、またその子からすれば「親のために妹のお守りをしている」という事情を思い、行き過ぎた。私から見ると「その子がかわいそう、他の家庭の子と違う」と思うが、子ども自身が親のために我慢していることを思うと、難しい。

委員

例えば、先ほどの防災対策は、地域防災条例のようなものが作られるのかなと思う。そうしたものも作られるのと並行して、子どもを共に育む市民憲章の推進を实践する条例の中では、子どもを育つ環境として、どういう風に盛り込んでいくか、法的なものや社会全体で整えていくものなど、子どもを共に育むという視点で条例にどのように盛り込んでいくかを今後考えていければと思う。

もう一点。条例なので、また、緊急課題なので「すぐに、予防・発見・再発防止」と規定せざるを得ないが、一方で、いじめや虐待については、そうせざるを得ない状況がある。こうした状況はもちろん良いことではない。緊急課題なので「すぐ予防、再発防止」となるが、同時に、「そうせざるを得ない状況をどのように根本から」というときに、もっと広い立場で考えていくことも大切。「いじめにつながる芽をつながろう」ではなく、その中で発見するような、社会的に問題が出ないように予防するのではなく、もっと根本的な、そういう状況が起きざるを得ない部分についてどのように打って出るか、一歩踏み込んでいくことが大事。

薬物やドラッグ、インターネット、映像メディアなどの問題については、一定の意図があって社会に存在しているので、それに対して子どもをどのように守るかということになる。一方で、そういうものも背景の1つとして生まれてきているいじめや虐待という、社会の状況に対して、子どもをどう守っていくかということも今後考えていきたい。

委員

今の子どものいじめの構造は、大変複雑。昔は、色々な年代の子どもが一緒に生活していたが、今の子どもたちは同じ年代同士でしか遊ばない。誰がいじめっ子で、誰がいじめられっ子かわからず、いじめが始まるといじめる側に回らないと自分もいじめられる側になってしまうので、いじめがエスカレートしてしまう。その流れの中で、ある日突然、いじめっ子、いじめられっ子ができるという構造がある。また、兄弟喧嘩などしていれば痛みもわかっていくが、兄弟姉妹が少ないためそうした経験もせず、母親がいつも傍にいて、何も言わなくても自分のことをわかってくれ、嫌なことは全て母親がしてくれるという環境で育ってきて、今の子どもたちはコミュニケーションがとても苦手になっている。そういう社会構造、子どもの育ち方などをもっと考えていかないと、単純に「こういう条例ができれば良い」というものではないと思う。

防災対策に関しては、社会福祉協議会でも取り組まれているが、中京区の場合は大学とタイアップして、災害時の防災シュミレーションを行っている。先日は、障害者も含めた方が集まり、災害時にどのような問題が起こるか検討した。今度は子どもたちも入れて検討するという計画も出てくると思うので、防災対策を条例に盛り込むかどうかについては、そうした検討結果を待ったうえで、検討した方が良いと思う。

会長

貴重な御意見をたくさんいただいた。見えない部分についてどうするかという御意見もあった。今後検討を進めていきたい。

委員

資料2で児童虐待といじめの「今後必要な対策」という項目に、やや踏み込んだ内容が記載されている。児童虐待では「地域住民、事業者に対し、虐待に関する調査に協力する義務を定める」、いじめでは「地域住民、事業者に対し、いじめを目撃した際の情報提供や、関係機関によるいじめの調査に協力する義務を定める」という例示が記載されている。義務化というのはあまり有効な手段ではないのではないのかというのが、第一印象。児童虐待であれ、いじめであれ、義務化されれば潜在化するという逆機能も持ち得る。例なので様々な議論をするための記載かと思うが、方向性としては懸念がある。

会長

表現や程度の度合いも今後の議論の対象になると思う。

副会長

本日は、条例見直しに向けた論点整理ということで資料を提示いただいた。今後、議論を行うに当たっては、条例施行からこれまでの間、児童虐待やいじめをはじめ、京都市における子どもたちを取り巻く状況がどのように変遷してきたのかがわかるデータ等を事務局から提示していただきたい。憲章推進に関して、この間、我々が取り組んできた成果と課題、何が良く

て何が足りなかったのかを整理できれば、実態に沿ったしっかりした議論ができる。

会長

御意見等があれば、後日でも事務局へお寄せいただきたい。皆様の意見を今後の議論に生かしていく。

(3) その他

事務局

(資料3に基づき、今後のスケジュール等について説明)

(参考資料1に基づき、平成24年度政策評価及び事務事業評価結果について紹介)

(参考資料2に基づき、「子どもを共に育む京都市民憲章」に関するアンケート途中集計結果について説明)

(参考資料3に基づき、児童虐待防止推進月間の取組について説明)

(参考資料4に基づき、子ども・若者育成支援強調月間の取組について説明)

委員

アンケート結果について、緊急課題の項目に防災対策や交通安全が入っていないのはなぜか。

事務局

現在、条例に緊急課題として規定されている事項について挙げている。

会長

他に御意見等がなければ、閉会させていただく。

(以上)